

ご案内 子育て世帯への臨時特別給付金の申請について



【問合わせ】子育て支援課 ☎84-0658

新型コロナウイルス感染症の長期化による影響を踏まえ、子育て世帯を支援するため、高校生まで(平成15年4月2日～令和4年3月31日の間に出生)の児童の保護者(所得が児童手当の支給区分の特例給付に該当する方を除く。)に、児童一人当たり10万円の給付金を支給します。

以下の方は申請が必要ですのでご注意ください。

申請が必要な方

- ①令和3年9月30日時点で高校生の児童のみを養育している保護者
- ②令和3年10月以降に生まれた新生児の保護者
- ③勤務先(所属庁)から児童手当を受給している公務員

申請方法

詳しい申請方法については、市ホームページをご確認ください。

申請期限

- 3月31日(木)(消印有効)
- ※新生児については、4月30日(土)(消印有効)

続報!

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請について



【問合わせ】臨時特別給付金事業実施本部 ☎84-0600

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な困難に直面した住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

対象世帯

- ① 住民税非課税世帯
 - ※基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、住民税が課税されている者からの扶養を受けている世帯を除く。
- ② 家計急変世帯(①を除く)
 - ※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降に収入が減少し、令和3年度分の世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税水準以下である世帯。

申請方法(①と②の併給は不可)

- ① 住民税非課税世帯
 - 対象世帯には、2月7日(月)以降に案内を送付します。**同封の確認書をご返送ください。
- ② 家計急変世帯
 - 窓口での申請が必要となります。本人確認書類、世帯全員の収入額がわかる書類、受取口座を確認できる書類、戸籍の附票(令和3年1月1日以降複数回転居した世帯)を用意し、9月30日(金)までに市役所1階多目的ルーム1にお越しください。非課税水準の目安は以下のとおりです。
 - ※住民税非課税世帯(①)に該当する方は家計急変世帯(②)としての申請はできませんので、市から郵送する確認書により申請してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.9万円

※最新情報や詳細については、市ホームページをご確認ください。

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により半田市に住民票を移すことができない場合であっても、その方の世帯が住民税非課税である場合は、支給対象となります。申出書等の提出が必要となるため、担当までご相談ください。